

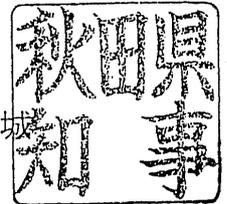


環 政 一 187
平成12年4月24日

都市計画決定権者

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県知事 寺 田 典 城



都市計画道路鷹巣大館高速線（仮称）に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に変更すべき事情が生じた場合には、環境の保全に配慮するため、必要に応じ選定された項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応するものとする。
- (2) 計画路線の具体的なルート・構造の設定及び環境保全の措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことなどにより、環境への影響をできる限り回避・低減するなどの検討を行うものとする。

2 個別的事項

- (1) 大気、騒音等の調査・予測・評価地点については、計画路線周辺に学校、福祉施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居が存在することなどを十分考慮して選定を行うとともに、トンネル坑口部等の特殊部についても、必要に応じ予測及び評価地点に選定するものとする。
- (2) 工事に伴う濁水については、計画路線周辺には休廃止鉱山が存在することなどから、計画路線周辺及び下流域における利水状況、河川等の水質状況等を十分考慮して、調査・予測・評価地点の選定を行うものとする。
- (3) 計画路線周辺では地下水が多く利用されていることなどから、工事に伴う地下水及び地盤への影響についても、切土工事、トンネル工事等の事業計画を踏まえ、必要に応じ調査、予測及び評価を行うものとする。

- (4) 建設発生土等については、搬出量、搬入量、再生利用量、処分量及び搬出入方法等についても予測、評価を行うものとする。
- (5) 現地調査で確認されているクマタカ、オオタカ等の希少な猛禽類については、その繁殖状況に関する調査を重点的に行うとともに、その生息・繁殖状況を踏まえた予測、評価を行うものとする。
- (6) 工事も含めた事業に伴う濁水、騒音・振動、排ガス、粉じん、凍結防止剤等が野生生物や河川生態系に及ぼす影響についても予測、評価を行うものとする。
- (7) 地域を特徴づける生態系については、複数の注目種への影響だけでなく、生態系の構造・機能などへの影響についても、必要に応じ予測、評価を行うものとする。
- (8) 人と自然との触れ合い活動の場については、住民等の日常的かつ自然発生的な触れ合い活動に利用されている場所についても引き続き調査し、そのような場が存在した場合には、必要に応じ予測、評価を行うものとする。